SPORTS

第3期
近江八幡市スポーツ推進計画

令和6年3月 近江八幡市

OMIHACHIMAN

目　次

第1章　第3期計画の策定にあたって …… 1

1　計画の趣旨 …… 1
2　計画の位置づけ …… 2
3　計画の期間及び進捗管理 …… 3
4　基本理念 …… 3

第2章　スポーツを取り巻く現状と課題 …… 5

1　スポーツの意義 …… 5
2　近江八幡市のスポーツを取り巻く現状 …… 6
3　近江八幡市のスポーツを取り巻く課題 …… 17

第3章　計画の基本的な方向 …… 20

1　計画のめざす姿と基本方針 …… 20
2　基本目標 …… 21
3　計画の体系 …… 22

第4章　具体的な取り組み …… 23

1　生涯スポーツの充実 …… 23
（1）心身の健康・体力づくりの推進
（2）高齢者・障がい者スポーツの推進
（3）各種スポーツ大会や教室の開催
2　次代を担う子どものスポーツ機会の充実 …… 26
（1）子どもの運動（遊び）・スポーツ活動の充実
（2）体育の授業や学校行事などにおけるスポーツの充実
（3）運動部活動の地域連携・地域移行への取り組み
3　スポーツを通じた地域の活性化 …… 29
（1）スポーツイベント等を活かした地域の活性化
（2）総合型地域スポーツクラブ（学区スポーツ振興団体）の充実
（3）地域とスポーツ団体との連携・協働の推進
4　スポーツ環境の整備・充実 …… 31
（1）スポーツ施設の整備・充実
（2）スポーツ指導者・ボランティアの確保・育成
（3）アスリートの支援と国民スポーツ大会への取り組み
（4）スポーツに関する情報提供の充実

参考資料

1　近江八幡市スポーツ推進条例 …… 34
2　令和5・6年度　近江八幡市スポーツ推進審議会 委員名簿 …… 38

第１章

第３期計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

スポーツの役割とは、自身の競技力を向上させること、健康の維持・増進を図ること、心身の健全育成や体力向上を図ること、人格を形成すること、すばらしいプレーを観戦して感動すること等、人々が豊かで幸せな人生をおくる上の手段の一つであり、それぞれの形で身体を動かす機会を創出する上で重要な施策です。

本市においては、平成25（2013）年3月に議員提案による「近江八幡市スポーツ推進条例」の制定を受け、平成26（2014）年度に「第1期近江八幡市スポーツ推進計画」を策定し、令和元年度に中間見直し（第2期）を行い改訂。

また、全庁的なスポーツに関する取り組みを検証・補完しながら、多様なスポーツ施策を推進してきたところです。

この間、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催などにより、スポーツを取り巻く環境は著しく変化しており、市民生活や個々の価値観に大きな影響を与えています。

一方、国のスポーツ政策では、令和3（2021）年度に第3期スポーツ基本計画が策定され、国民のスポーツ実施率の向上をはじめ、誰もがスポーツに参画できる社会の実現や、女性活躍推進、障がい者スポーツ、学校体育・運動部活動等に関する政策が掲げられているほか、新たな視点として、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」という3つの視点を支える施策が掲げられています。

また、県のスポーツ政策では「スポーツで滋賀を元気に!感動を未来へ!」をキャッチフレーズに、基本方針に「健やかで豊かな生活」をつくる、「活力のある地域」をつくる、感動を未来へつなぐという滋賀を元気にする方針を掲げ、スポーツ推進を図ろうとしています。

このような背景を踏まえ、本市においてもスポーツを取り巻く現状と課題を整理し『第3期近江八幡市スポーツ推進計画』を策定しました。市民のみなさんをはじめスポーツ関連団体や事業者等多くの方々が繋がり、生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しみそして支えることにより、「健康で生き生きとしたまち　おうみはちまん」を市民のみなさんとともに築き、さらには「スポーツでもっと幸せな国」となるよう繋げていきましょう。

2 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に規定する「地方スポーツ推進計画」であり、本市がスポーツを推進する上でめざすべき施策の方向性や取り組みを示すものです。

平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」に基づき、国の「第3期スポーツ基本計画」や、県の「第3期スポーツ基本計画」のめざす方向性や内容の趣旨を踏まえながら、本市においても「第6期近江八幡市スポーツ推進審議会」の意見とスポーツに係る「市民意識調査」から見えてきた課題等を参考に本市独自の計画を策定しました。

本計画は、高齢者・障がい者福祉や学校教育、生涯学習、健康づくり、子育て支援等の関連部署との連携を密にし、市民やスポーツ協会をはじめとする関係団体、学校、事業者、行政が共通認識を持ち、地域社会全体で生涯スポーツ社会の実現に向けて取り組むための指針となるものです。

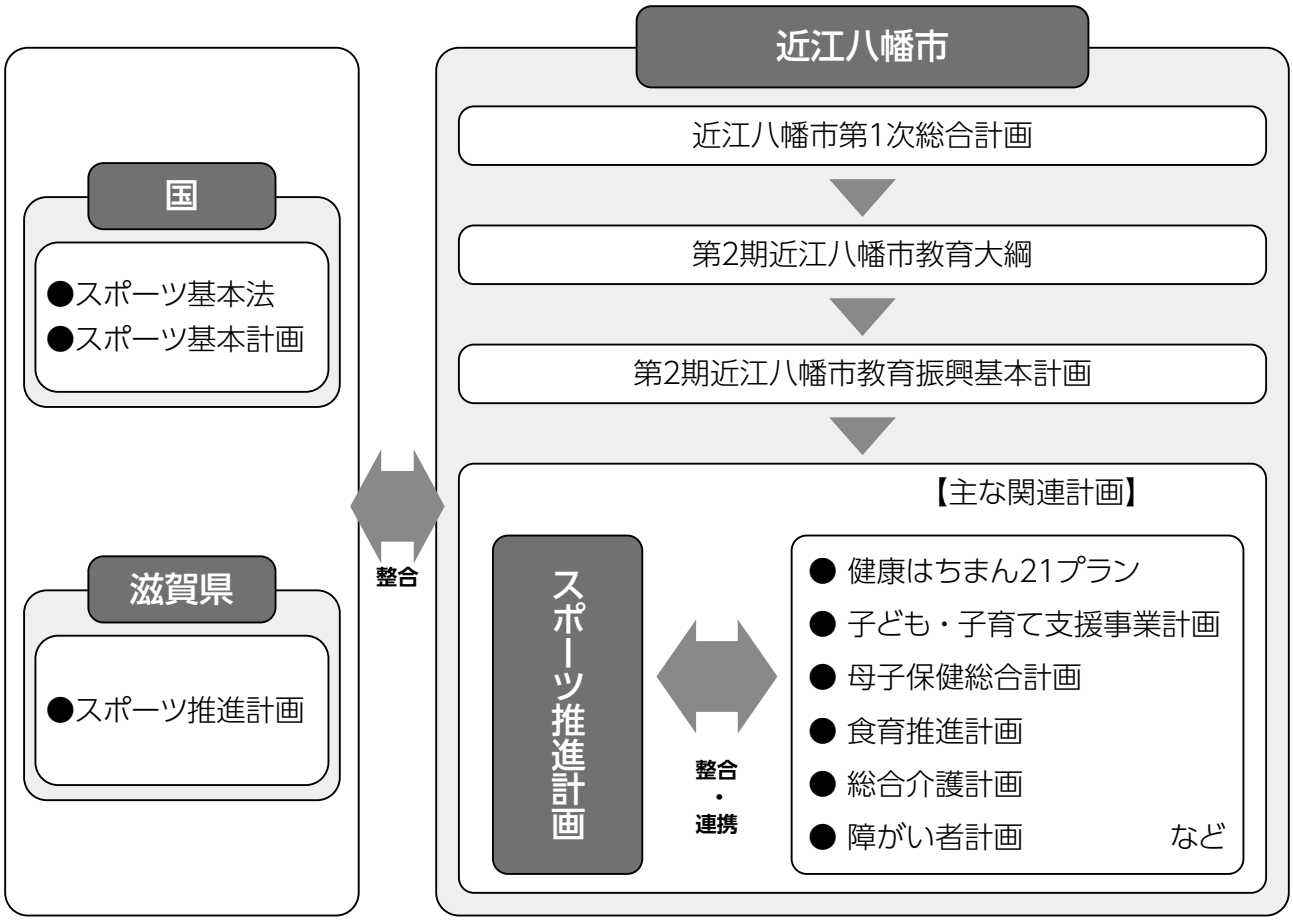

3 計画の期間及び進捗管理

本計画は、国の第3期スポーツ基本計画が5年間の計画であることを踏まえ、今後も予想される社会情勢やスポーツ政策動向の変化等に対応するため、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画の目標実現に向けて、施策及びそれぞれの取り組みが適切に実施できているか、何か課題があるかを、毎年度、各取組主体による実績と自己評価（アクションプラン作成）を確認し、進捗管理をします。

4 基本理念

スポーツは、心身の健全な発達と体力の保持増進、精神的な充実感の獲得等のために個人又は集団で行われる運動・競技・その他の身体活動であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、極めて重要なものです。

また、スポーツの特性として、規範意識やフェアプレーの精神を培うとともに、人間形成に大きな影響を与えるなど、心身の両面にわたり大きく貢献することがあげられます。

このため、年齢や性別・障がいの有無にかかわらず全ての市民が、スポーツが有する意義等について理解を深めスポーツに接することが大切です。

これらのことより本市では、市民・スポーツ関係団体・事業者と行政が連携を図り、生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しみ そして支えることにより、「健康で生き生きとしたおうみはちまん」を築くため、『近江八幡市スポーツ推進条例』が制定されました。

この『近江八幡市スポーツ推進条例』において、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、市民の心身の健全な発達、明るく豊かな市民生活の形成及び活力ある地域社会を実現するため、6つの基本理念を掲げています。

基本理念

○　スポーツの推進は、幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、市民が自由な意思に基づき生涯にわたってスポーツに対して理解と関心を深め、各人の状態に応じてスポーツに親しむことができるよう行わなければならない。

○　スポーツの推進は、市民の心身の健康及び体力の保持増進が図られるよう、スポーツを行う者の安全の確保に必要な配慮をしつつ行わなければならない。

○　スポーツの推進は、乳幼児期の発達段階からの運動能力向上を図るとともに、公平さ、規律を尊ぶ態度、フェアプレーの精神等を培い、豊かな人間性が育まれるよう行わなければならない。

○　スポーツの推進は、障がい者の自立と共生、社会参加の促進に重要な役割を担うものであることに鑑み、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ行わなければならない。

○　スポーツの推進は、地域における世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、かつ、その交流が促進されるよう行わなければならない。

○　スポーツの推進は、市、市民、スポーツ関連団体及び事業者がそれぞれの責務又は役割を理解し、相互の信頼のもとに連携及び協力が図られるよう行わなければならない。

第２章
スポーツを取り巻く現状と課題

1 スポーツの意義

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、私たちの「こころ」と「からだ」の健全な発達を促し、活力に満ちあふれた社会の形成と人の営みの中では必要不可欠な世界共通の人類の文化の一つといえます。その上で、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有しています。

そして、スポーツには、爽快感や達成感、体力の向上など心身一体となった充足や楽しさ、感動や喜びをもたらすとともに、青少年の豊かな人間性の育成や、地域住民の交流を促し、地域の一体感や連帯感を深め、地域社会（コミュニティ）をつなぐ原動力になるなどの効用をもたらします。

近年、少子高齢化の急激な進展や、生活が便利になること等による体を動かす機会の減少が見られる21世紀の社会において、生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かな「スポーツライフ」を送ることは大きな意義があります。

また、スポーツは、人間の可能性の極限を追求する営みという意義を有しており、競技スポーツに打ち込む競技者のひたむきな姿は、スポーツへの関心を高め、夢や感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成にも貢献するものといえます。さらに、環境、教育、観光、経済など、様々な分野と結びつき、多様なスポーツ文化が根づくことにより、まちの魅力を一層高め、まちの輝きを発信することができるその役割は言い尽くせないほどの価値があるものです。

2 近江八幡市のスポーツを取り巻く現状

（1）近江八幡市の人口推移・人口構成及び世帯数

本市の人口は、令和2年では81,122人となっており、平成12年の80,669人から453人の増加となっています。

特に老年人口が増加しており、令和2年では、平成12年に比べ1.7倍となっています。また、令和2年では、総人口の27.7%が老年人口となっています。

世帯数をみると、一般世帯数の増加に伴い、核家族世帯及び単独世帯も年々増加しています。

図１　本市の人口の推移

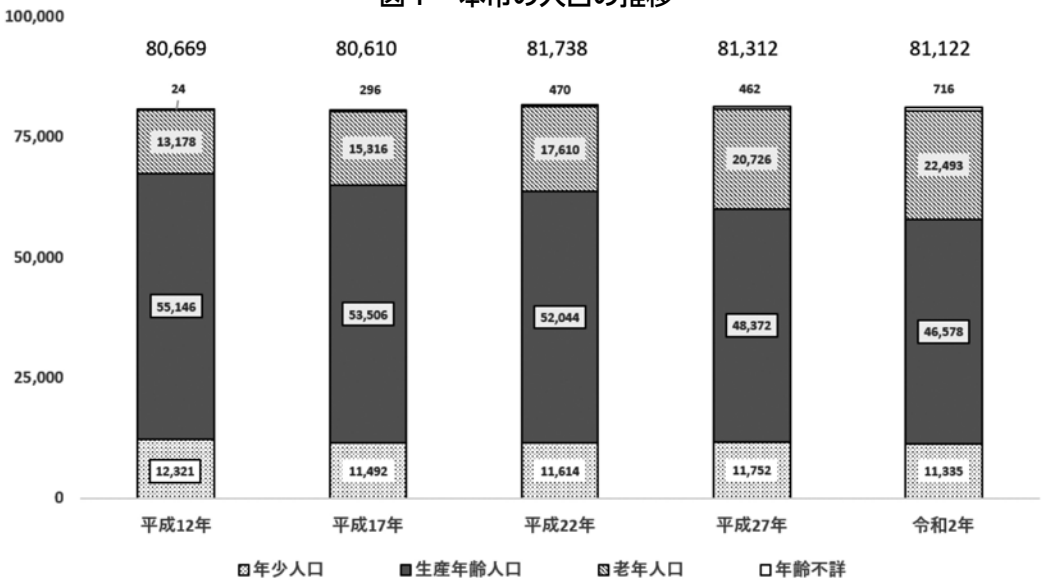

図２　本市の世帯の推移

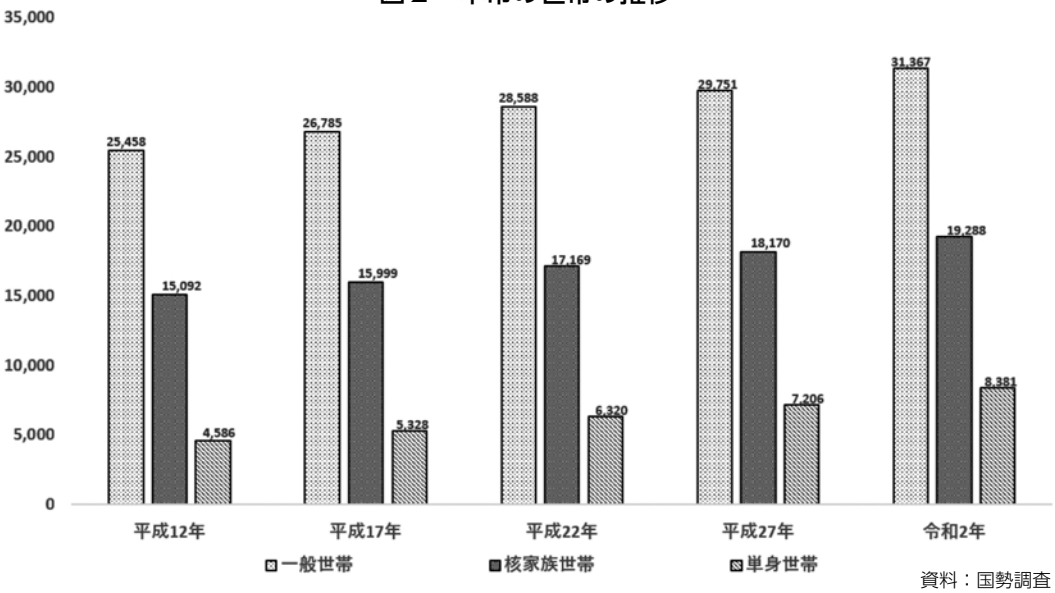

資料：国勢調査

注）核家族世帯、単独世帯は再掲

注）平成17年以前の数値は合併前の各市町の数値を合算しています。

（2）公共スポーツ施設及び各種施設の利用者数

① 公共スポーツ施設の住所及び設備について

本市の公共スポーツ施設については、以下のとおりに整備されています。

表1　本市の公共スポーツ施設について

施設名	住　所	設　備
運動公園	津田町18	野球場 多目的グラウンド 体育館 テニスコート グラウンド・ゴルフ場
健康ふれあい公園	竹町1178	プール トレーニングルーム フィットネススタジオ 屋根付き多目的広場 サッカー場 グラウンド・ゴルフ場 スケートパーク
安土文芸の郷公園	安土町桑実寺773	多目的グラウンド 体育館（あづちマリエート） テニスコート
駅南総合スポーツ施設 （サン・ビレッジ近江八幡）	鷹飼町40	体育館 テニスコート 弓道場
市民アリーナ	市井町36	体育館
桐原社会体育施設 （桐原住吉グラウンド）	池田本町638−13 池田本町809	体育館 多目的グラウンド
岡山社会体育施設	加茂町1524	体育館
雪野山グラウンド	浄土寺町2	多目的グラウンド
安土大中グラウンド	安土町下豊浦地先	多目的グラウンド
安土B&G海洋センター	安土町下豊浦5428	艇庫
日野川多目的広場	野村町地先	グラウンド・ゴルフ場

② 各種施設の利用者数について

各種施設の利用者数は下記の通りとなっています。

表2　本市の各種施設の利用者数（単位：人）

			平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
運動公園	総　数		66,482	52,895	37,048	34,958	44,218
		野球場	6,520	4,039	4,654	5,136	6,020
		多目的グラウンド	10,290	10,259	7,294	8,808	7,207
		体育館	42,053	31,311	19,043	16,096	25,911
		テニスコート	7,619	7,286	6,057	4,918	5,080
健康ふれあい公園	総　数		92,174	40,670	78,581	95,569	127,993
		プール	59,593	19,678	37,313	39,659	48,000
		トレーニングルーム	25,174	11,324	24,302	14,164	15,913
		フィットネススタジオ	7,407	6,351	9,066	7,343	7,929
		屋根付き多目的広場	—	3,317	7,900	9,839	17,587
		サッカー場	—	—	—	24,564	38,342
		グラウンド・ゴルフ場	—	—	—	—	222
		スケートパーク (R5.5～)	—	—	—	—	—
安土文芸の郷公園	総　数		56,659	57,455	29,269	52,622	33,399
		多目的グラウンド	14,339	16,439	5,710	7,429	9,199
		体育館（あづちマリエート）	36,610	36,197	14,792	37,629	15,367
		テニスコート	5,710	4,819	8,767	7,564	8,833
駅南総合スポーツ施設	総　数		54,630	51,372	37,821	41,343	49,729
		体育館	47,557	45,076	33,038	31,300	37,601
		テニスコート	1,556	1,263	508	5,338	7,067
		弓道場	5,517	5,033	4,275	4,705	5,061
市民アリーナ			26,802	26,065	24,907	19,252	15,829
桐原社会体育施設	総　数		10,810	9,903	9,224	9,377	8,099
		体育館	8,812	9,903	9,224	9,377	8,099
		多目的グラウンド	1,998	1,432	1,596	1,234	1,347
岡山社会体育施設			—	—	—	5,662	5,872
雪野山グラウンド			3,517	3,870	2,989	4,167	4,191
安土大中グラウンド			2,690	2,981	2,755	597	3,437
安土B&G海洋センター			7,796	2,389	649	4,221	4,557
日野川グラウンド・ゴルフ場			30,080	28,917	25,135	27,425	28,469
八幡小学校（体育館）			3,025	2,894	1,772	550	1,505
島小学校（体育館・グラウンド）			1,412	1,081	1,375	909	629
岡山小学校（体育館・グラウンド）			2,118	1,944	1,816	1,396	1,775
金田小学校（体育館・グラウンド）			7,731	6,202	6,150	6,769	7,407
桐原小学校（体育館・グラウンド）			6,738	5,388	3,557	2,664	2,821
桐原東小学校（体育館・グラウンド）			4,956	3,755	2,283	1,879	2,029
馬淵小学校（体育館・グラウンド）			2,909	2,672	1,760	1,712	2,035
北里小学校（体育館・グラウンド）			6,323	6,205	5,153	4,205	5,377
武佐小学校（体育館・グラウンド）			2,747	2,433	2,543	3,405	3,870
安土小学校（体育館）			1,388	1,545	1,578	2,387	3,650
老蘇小学校（体育館）			948	948	315	360	160
八幡中学校（体育館）			3,950	3,914	3,287	3,637	4,798
八幡東中学校（体育館）			3,873	2,805	2,800	2,464	2,702
八幡西中学校（体育館）			8,457	7,840	6,072	5,523	6,025
安土中学校（体育館）			4,245	4,676	2,273	2,989	2,944

(3) 市民アンケートの結果について

① アンケート調査の概要

○ 調査の目的

市民アンケート調査は、「第3期近江八幡市スポーツ推進計画」を策定するため、市民の日頃の健康づくりや体力づくり、スポーツ活動に関する状況やご意見について把握するため、実施しました。

○ 調査対象

近江八幡市在住の20歳以上の市民

○ 調査期間

令和5年9月1日から9月29日

○ 調査方法と回収状況

郵送による配布・回収で実施しました。

配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
2,500通	824通	33.1%	824通	33.1%

※回収率、有効回収率は配布数から返戻分（7通）を除いた2,493通を母数としています。

② アンケート調査の主な結果

○ 健康・体力に対する意識について

スポーツに関心があるかについてみると、「非常に関心がある」と「関心がある」を合わせた〔関心がある人〕の割合は69.3%となっています。

健康感別でみると、健康である人ほど関心がある人の割合が高く、「健康である」と回答した人は8割を超えています。

図３　スポーツへの関心について

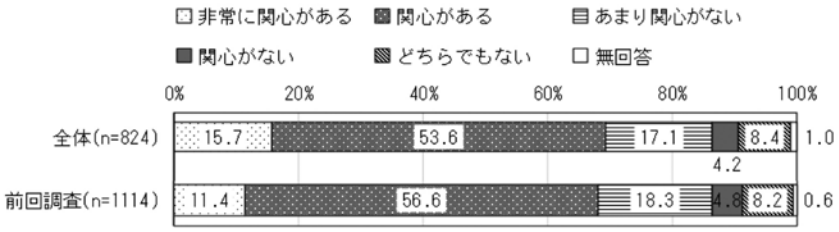

図４　スポーツへの関心について【健康感別】

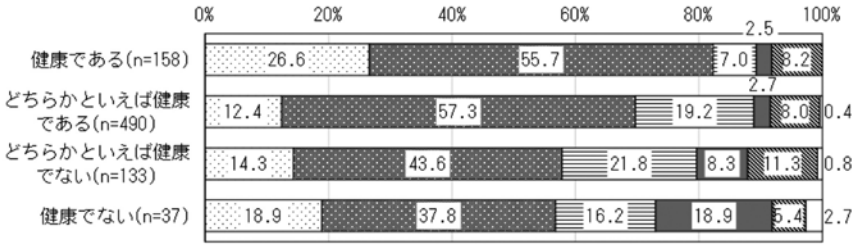

健康や体力のために心がけていることの有無についてみると、「ある」が78.5%、「ない」が20.8%となっています。

また、心がけていることとして、「食生活に気をつける」の割合が60.0%と最も高く、次いで「睡眠や休養をとる」が40.2%、「運動やスポーツをする」が40.0%となっています。

図５　健康や体力のために心がけていることの有無

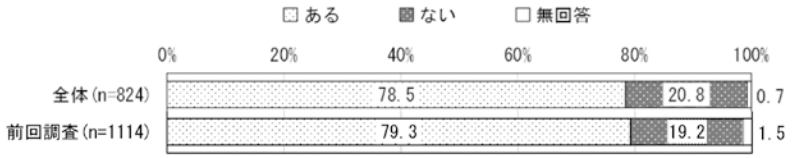

図６　健康や体力のために心がけていること

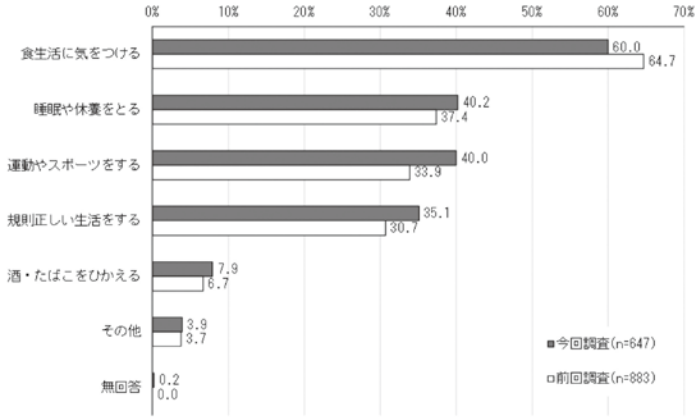

現在の自身のスポーツの活動量をどのように感じているかについてみると、「したいと思うができない」の割合が40.0%と最も高く、次いで「もっとしたい」が27.5%、「満足している」が19.2%となっています。スポーツを行いたくてもできない人が多いことが伺え、身近にスポーツを行うことのできる機会が求められていると考えられます。

図７　現在の自身のスポーツの活動量をどのように感じているか

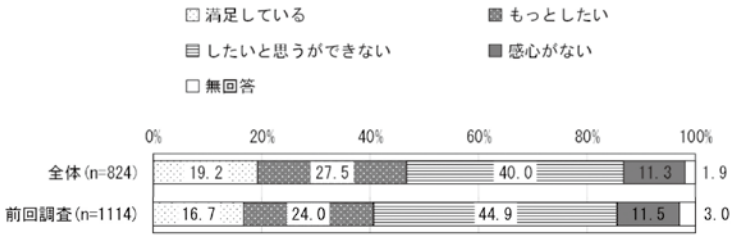

普段運動不足と感じるかどうかについてみると、「大いに感じる」と「ある程度感じる」をあわせた〔運動不足〕と感じている人の割合は78.3%となっています。

男性では全年代で7割を超えており、特に20歳代では9割、40歳代と60歳代では約8割と高くなっています。女性では30歳代で9割を超えて高くなっており、20歳代と50歳代でも8割を超えています。

若年層では、仕事や家事などでスポーツをする機会や時間がなく、運動不足と感じている人の割合が高くなっていると考えられます。

自ら体を動かすことの意識付けが必要であるとともに、気軽に体を動かすことのできる機会の充実などが求められていると考えられます。

図８　普段運動不足と感じるか【性年齢別】

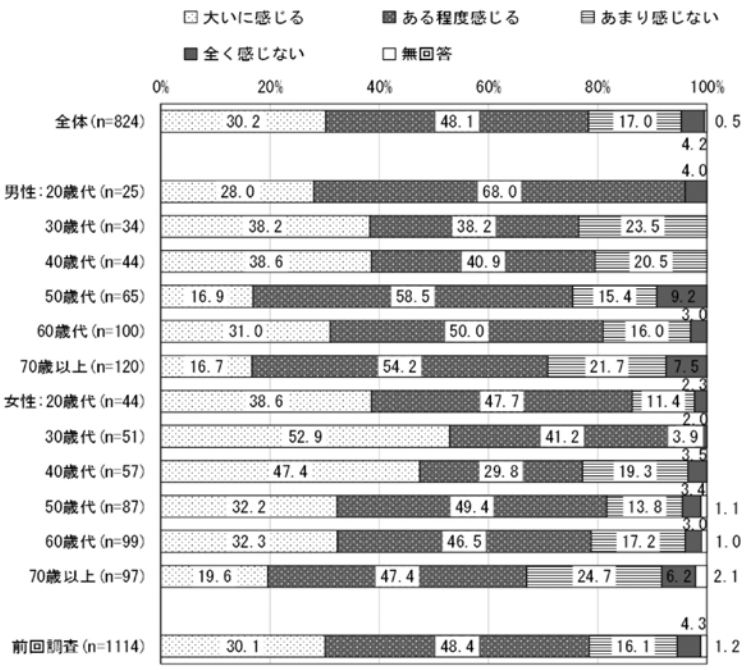

○ 体を動かす頻度について

1日で体を動かす時間についてみると、「30分未満」の割合が32.8％と最も高く、次いで「1時間くらい」が26.2%、「2時間くらい」が9.7%となっています。

図９　１日で体を動かす時間

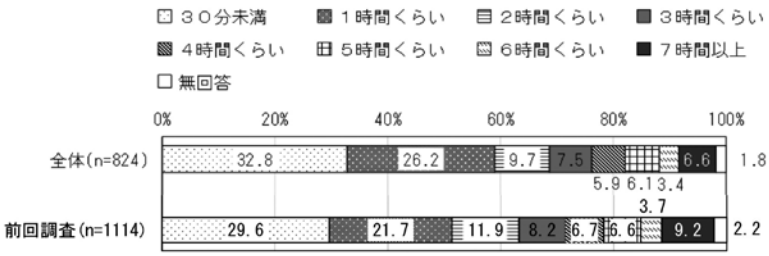

この1年間で、スポーツをしたかについてみると、スポーツをした人は60歳代を除き、女性に比べ男性の割合が高くなっています。男性の30歳代が79.4%と最も高く、50歳代、70歳以上では6割台となっています。また、女性は全年代で「した」と「していない」の割合が各4～5割となっています。

図10　この１年でスポーツをしたか【性年齢別】

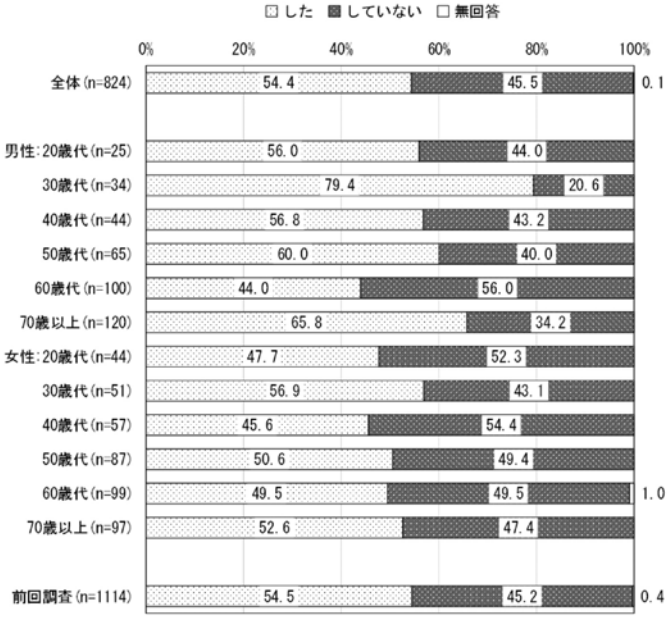

また、行ったスポーツの種類をみると、「ウォーキング」の割合が38.8%と最も高く、次いで「登山・ハイキング」が15.4%となっており、少人数で気軽にできるスポーツを行っていることが伺えます。

図11　行ったスポーツの種類

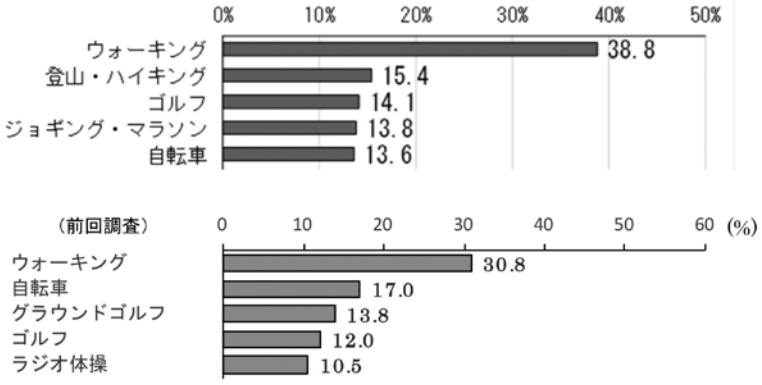

スポーツを行った理由についてみると、「楽しみ・気晴らし」の割合が53.8％と最も高く、次いで「健康づくり」が51.8％、「運動不足」が38.8%となっています。

図12　スポーツを行った理由

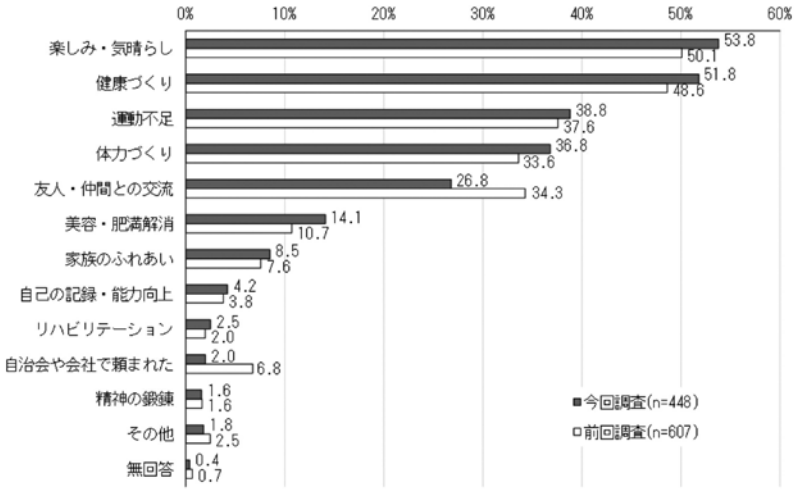

体を動かさない理由についてみると、「忙しくて時間がない」の割合が46.0%と最も高くなっています。

時間的な制約により、体を動かすことができない人が多いことが伺えるため、日常の中で体を動かし、健康増進につなげていくことの重要性を周知していくことも必要と考えられます。

図13　体を動かさない理由

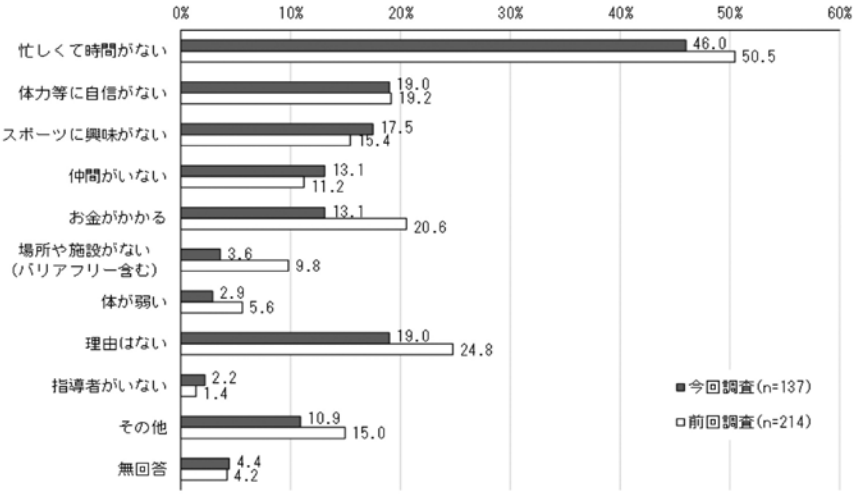

今後スポーツをしたいかについてみると、「思う」の割合は男性の20歳代と40歳代、女性の30歳代で8割を超え高くなり、若い年代で高くなる傾向にあります。

図14　今後スポーツをしたいか【性年齢別】

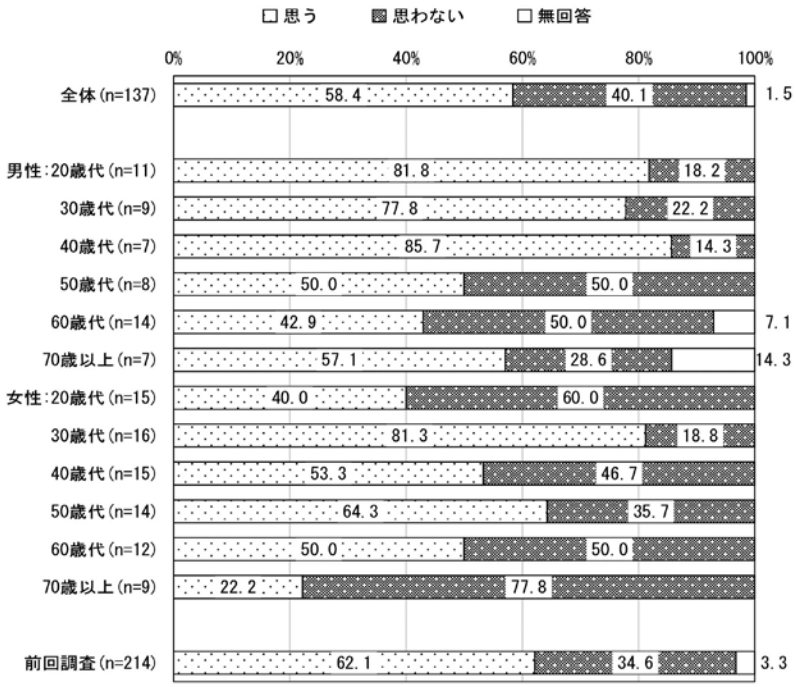

スポーツをするにあたってスポーツ指導者に必要なことをみると、「スポーツの楽しみ方やスポーツへの興味・関心がわくような指導ができる人」の割合が65.2%と最も高く、次いで「健康・体力づくりのためのスポーツの指導ができる人」が50.7%、「障がい者や高齢者のスポーツの指導ができる人」が27.5%となっています。

図15　スポーツをするにあたってどのようなスポーツ指導者が必要か

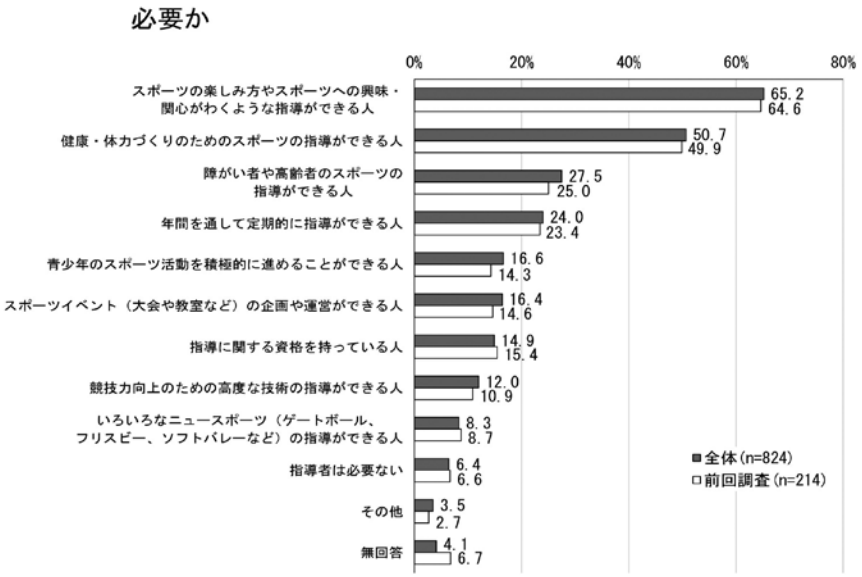

スポーツに関わるボランティア活動を行ったことがあるかについてみると、「スポーツに関わるボランティア活動を行ったことはない」が65.0%と最も高く、次いで「スポーツ大会・行事の運営や手伝いを行ったことがある」が19.2%、「スポーツ団体やサークルの運営や手伝いを行ったことがある」が11.5%となっています。

図16　スポーツのボランティア活動を行ったことがあるか

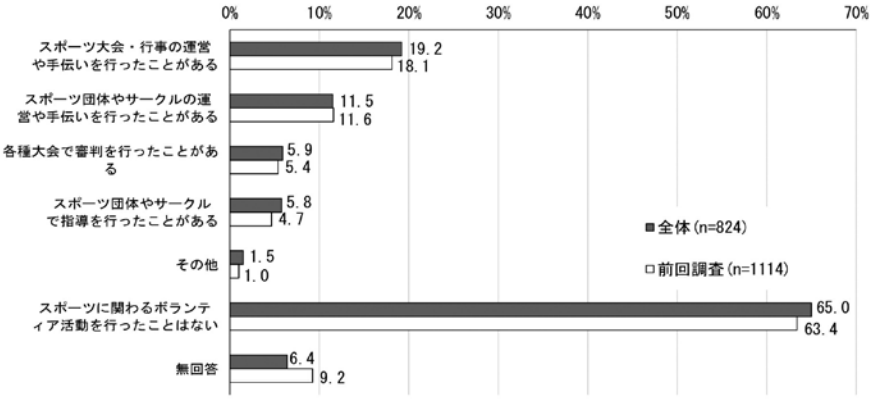

○ 市内の公共スポーツ施設が提供するサービスについて望むこと

市内の公共スポーツ施設が提供するサービスに望むことについてみると、「健康、体力づくりのための教室の充実」の割合が31.3%と最も高く、次いでが「身近に利用できるよう、施設数の増加」が30.6%、「初心者向けのスポーツ教室やスポーツ行事の充実」が30.1%となっています。

図17　市内の公共スポーツ施設が提供するサービスに望むこと

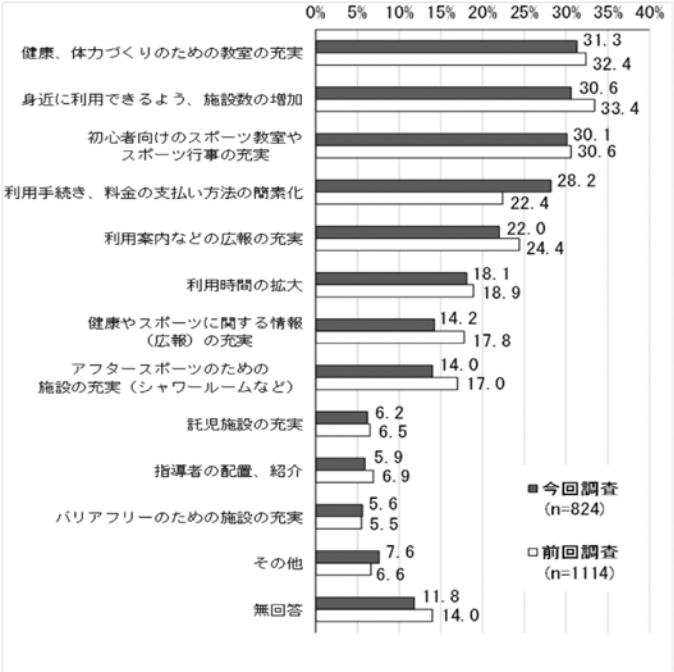

どのようなスポーツ団体・教室があれば、参加したり会員になるかについてみると、「勝敗にこだわらず、楽しく活動ができる団体・教室」の割合が39.1%と最も高く、次いで「健康づくりや病気の予防につながるような手軽なスポーツや活動ができる団体・教室」が38.7%、「体力や身体能力の向上といったトレーニングができる団体・教室」が31.3%となっています。

図18　どのようなスポーツ団体・教室があれば、参加するか

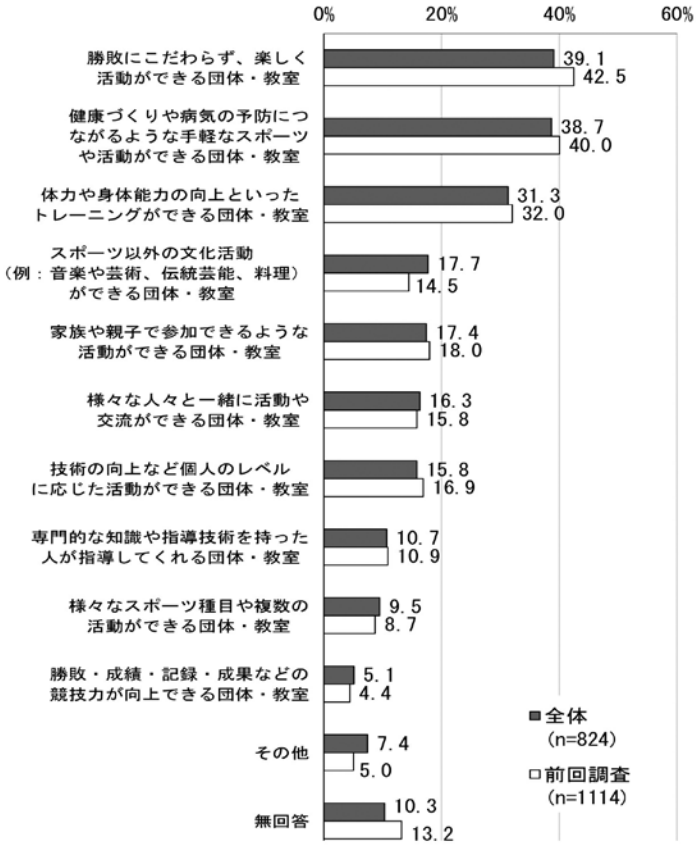

スポーツ団体・教室でどの程度の会費なら負担してよいかについてみると、「月1,000円～2,000円未満」の割合が26.6%と最も高く、次いで「月500円～1,000円未満」が25.7%、「月2,000円～5,000円未満」が21.2%となっています。

図19　スポーツ団体・教室でどの程度の会費なら負担してよいか

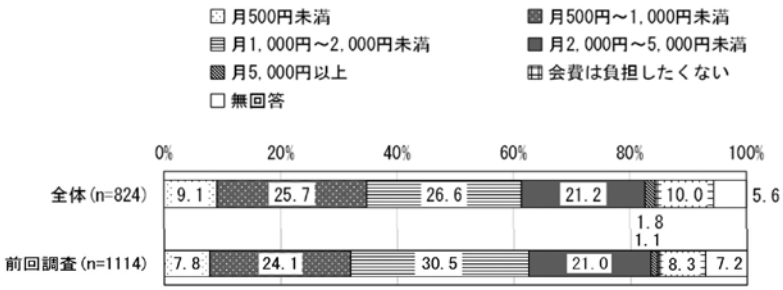

地域におけるスポーツ推進に期待する効果についてみると、「高齢者の生きがいづくり（健康づくり含む）」の割合が41.1%と最も高く、次いで「地域のコミュニティの形成・活性化」が37.1%、「余暇時間の有効活用」が33.0%となっています。

図20　地域におけるスポーツ推進に期待する効果

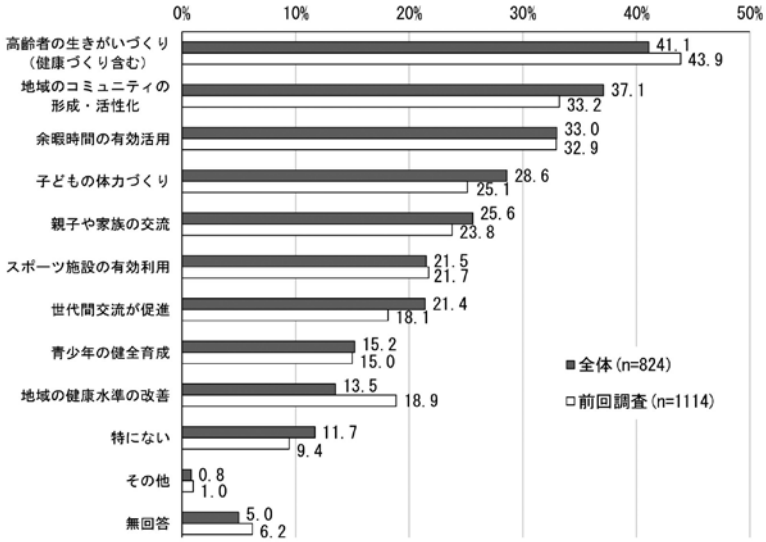

（4）関係団体について

① スポーツ団体

抱える課題として指導者の不足やスポーツを行う子どもの減少、構成員の高齢化、大会やイベント参加者の減少等があります。熱意を伝えられる指導者を育成し、市民の意欲を上げることが若い世代の取り込みや参加者の増加につながると考えられます。市に対するニーズとしては、施設の整備や各種広報の充実があがっています。

② 障がい者団体

会場までのアクセス方法の確保をはじめとする、障がい者特有の支援が必要なことや、指導者やリーダーの不足がスポーツすることの妨げになっています。

そのため、障がい者スポーツを正しく知ってもらうためのPRや障がい者をサポートする人や仕組みが重要となります。市に対しては利用しやすい施設の整備やスポーツ機会の充実等が望まれています。

3 近江八幡市のスポーツを取り巻く課題

ここでは、近江八幡市のスポーツを取り巻く現状や、市民アンケート調査結果から、近江八幡市のスポーツを取り巻く課題を以下の通り整理しました。

（1）健康・体力づくりに向けた運動・スポーツの促進

スポーツと健康づくりについては、男女とも幅広い年代で期待されているテーマであることが、多くの設問からうかがえます。

健康である人ほど、スポーツに関心がある割合が高くなっており、また、健康や体力のために何かを心掛けていることがある人の割合は8割と高く、その内容は、「食生活」に次いで、「睡眠・休養」と「運動やスポーツ」の割合が高くなっています。

スポーツへの関心が低い人や健康でないと感じている人、体力に不安がある人、運動不足を感じている人などの多くは、健康づくりや疾病予防につながるスポーツや活動があれば参加したいと思っています。健康推進課事業との連携等により、これらのニーズに合った楽しく、親しみやすいスポーツへの取り組みを促進することが期待されます。さらに、今後の急速な高齢化の進展に備え、スポーツを通じて市民の健康を維持していくことがますます重要となります。

（2）ライフステージに応じたスポーツの推進

スポーツへの関心は約7割となっているものの、男女における差や、健康な人と、健康でない人との差など、スポーツに対する関心度には差があることがわかります。

約8割の人は運動不足であると感じているものの、1年間でスポーツをした人の割合をみると、約半数（45%）の人がスポーツをしていません。友人や仲間との交流のためにスポーツをする人の割合は前回から減少していますが、体を動かすことを心掛けていない人でも、仲間や誰かに誘われたり、自分に合うスポーツなどの条件が整ったり、休日の増加や家事・労働時間が減少すれば、体を動かしたいと考えています。特に20～40歳代の若い世代は一緒にできる仲間や誰かに勧誘されれば、体を動かしたいと考えています。

2021年には東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されました。今後、滋賀県では『2025 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ』をはじめスポーツへの関心を持つきっかけとなるイベントが開催予定です。調査結果によると、スポーツに関心のある人ほどスポーツをしていることから、スポーツへの関心が持てる取り組みが必要です。

さらに、国がめざしている「週に1回以上のスポーツをする人の割合」を高めていくには、ライフステージに応じたスポーツの推進をしていくことが重要であり、特にスポーツへの意識が低下している20歳代やスポーツをする割合の低い女性の関心を高めていくことが必要です。

また、障がいのある人にとってのスポーツは、現在の機能維持や向上、二次的な疾病等の防止や改善、健康の維持増進という側面だけでなく、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するという大きな役割があります。障がい者が身近な地域でスポーツを楽しむことができるよう支援をしていくことが必要です。

（3）地域の活性化に向けたスポーツの推進

地域におけるスポーツ推進に期待されることとして、「高齢者の生きがいづくり」に次いで、「地域のコミュニケーションの形成・活性化」の割合が高くなっており、多くの市民がスポーツを通じて、地域の活性化を図っていくことを期待しています。

身近な地域において、スポーツを推進し、地域の活性化を図る仕組みとして、総合型地域スポーツクラブがあります。スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を果たすことを目的に活動しています。

このことからも、各学区のスポーツ振興の充実を図っていくことが最も重要です。

(4) スポーツを支える人材育成

求められている指導者については、「スポーツに関する楽しみや健康づくりに結び付くスポーツの指導」に対するニーズが6割を超え、スポーツ推進に関する要望としても、「誰もが気軽に楽しめるスポーツの開発普及」が3割と比較的高いことから、従来多くみられた競技志向の強い指導者よりも、誰もが気軽に楽しめるスポーツの指導や教室を運営できる人材が求められています。また、障がい者や高齢者に対するスポーツ指導に対する期待も男女ともに50歳代以上で約3割を超え高い傾向にあります。

スポーツに関するボランテイア活動については、参加したことがない人は6割を超えており、指導者とともにスポーツ運営を支える人についての育成も大切です。

第3章

計画の基本的な方向

1 計画のめざす姿と基本方針

スポーツは、「体を動かす」という人間の根源的な欲求にこたえるとともに、世界共通の人類の文化といえます。スポーツを楽しむことによって、爽快感、達成感、連帯感等の精神的充足感や楽しさ、喜びをもたらし、さらには、体力の向上や精神的なストレスの発散や生活習慣の予防など、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものです。また、青少年の心身の健全な発達をはじめ、住民が交流を深めていくことで住民相互の新たな連携と活力ある地域が生まれます。

人々の現状は、めまぐるしく変わる社会の変化により身体を動かす時間の減少は著しく、少子高齢化社会の進展や働き方改革による運動部活動の地域連携・地域移行、ライフスタイルの変化などの課題に対応するため、市民が生涯にわたりスポーツに親しみ、楽しみ、そして支えることにより、「健康で生き生きとしたまち　おうみはちまん」を築いていきます。

めざす姿

生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しみそして支えあい、
「健康で生き生きとしたまち おうみはちまん」を築く

市民の誰もがスポーツを通じて豊かな人生を享受できることをめざし、スポーツに対する市民の多様なかかわり方を尊重して、それぞれのライフステージや心身の特性に応じて自己表現が図れるよう、基本方針を掲げます。

基本方針

①スポーツの推進を総合的に図り、市民の豊かなスポーツライフを実現する。

②日常生活の中で適度な運動を取り入れ、体力づくりに努める。

③成人の週1回以上のスポーツをする人の割合を令和10年度までに国の目標値である70%に近づくよう努める。

2 基本目標

めざす姿の実現に向けて、4つの基本目標を掲げます。

(1) 生涯スポーツの充実

市民が健康で活力に満ちた生活を送れるよう、スポーツを生活の中に根付かせ、生涯にわたり誰もが、いつでも、どこでもスポーツを楽しむことができるよう、生涯スポーツの充実を図っていきます。

(2) 次代を担う子どものスポーツ機会の充実

すべての子どもが将来自ら進んで楽しみながらスポーツに取り組めるよう、学校・家庭・地域において、次代を担う子どもの運動・遊び（キッズプロジェクトなど）・スポーツに触れ合う機会の充実を図っていきます。

また、スポーツ庁は中学校における「運動部活動の地域連携・地域移行」を段階的にめざすことを示していることから、本市においても庁内検討委員会をはじめ、県の方向性も鑑みながら各種団体等と協議・検討していきます。

(3) スポーツを通じた地域の活性化

市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するとともに、地域とさまざまなスポーツ団体等が積極的に連携・協働し、スポーツを通じて元気で活力ある地域づくりを進めます。

また、2025年に開催する「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に市民が「する」「みる」「支える」といった関わりを持ち、大会を盛り上げることで地域の活性化を図ります。

(4) スポーツ環境の整備・充実

スポーツ施設の有効活用とともに、情報の提供や団体・指導者・ボランティア・アスリート等の育成等、ハード・ソフトの両面からのスポーツ環境の整備を進めます。

また、国スポ・障スポの開催を将来にわたって市民のスポーツ推進や健康増進、地域活性化につなげるため、誰もが気軽に利用できる施設の整備をめざします。

なお、スポーツ施設については、まちづくりの中に位置づけて、多目的に使用できる施設整備をめざします。

3 計画の体系

めざす姿	基本目標	施策の方向
生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しみそして支えあい、「健康で生き生きとしたまち　おうみはちまん」を築く	(1) 生涯スポーツの充実	①心身の健康・体力づくりの推進 ②高齢者・障がい者スポーツの推進 ③各種スポーツ大会や教室の開催
	(2) 次代を担う子どものスポーツ機会の充実	①子どもの運動（遊び）・スポーツ活動の充実 ②体育の授業や学校行事などにおけるスポーツの充実 ③運動部活動の地域連携・地域移行への取り組み
	(3) スポーツを通じた地域の活性化	①スポーツイベント等を活かした地域の活性化 ②総合型地域スポーツクラブ（学区スポーツ振興団体）の充実 ③地域とスポーツ団体との連携・協働の推進
	(4) スポーツ環境の整備・充実	①スポーツ施設の整備・充実 ②スポーツ指導者・ボランティアの確保・育成 ③アスリートの支援と国民スポーツ大会への取り組み ④スポーツに関する情報提供の充実

第４章
具体的な取り組み

1 生涯スポーツの充実

（1）心身の健康・体力づくりの推進

生活環境の利便化や情報化の進展により、体を動かす機会や人と人が直接ふれあう機会が減少したことは、体力・運動能力の低下だけでなく、精神的なストレスの増大など、心身の両面にわたる健康上の問題を助長しています。

スポーツを通じて、身体的・社会的・精神的すべてにおいて市民の皆さんが満たされ、充実した生活に繋がるような取り組みを推進します。

具体的な施策展開

○ 健康づくり活動の推進

誰もが生涯にわたって継続して健康づくりを実施していくことができるよう、スポーツ推進委員や学区スポーツ振興団体、健康推進員、医師会等と連携し、スポーツイベントを開催し、健康・体力づくりの運動を促進していきます。

また、「健康はちまん21プラン」と連携を図り、健康のために意識的に運動を心がけている人が増えることをめざします。

あわせて、誰もが気軽に利用できるウォーキングやニュースポーツイベント等の企画・充実を図ります。

○ 女性の運動促進

女性のスポーツ実施率は、男性と比較して低い現状です。

誰でも容易にできるストレッチ運動や女性が関心を寄せるヨガやエクササイズ、ウォーキング、ゴルフなど、健康や生きがいに繋がるような教室の企画・充実を図ります。

○ 指定管理者と行政の連携したスポーツの推進

指定管理者制度の趣旨である民間事業者等のノウハウを活用することにより、市民サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な管理運営を図ります。

（2）高齢者・障がい者スポーツの推進

高齢者にとって、スポーツは健康や生きがいづくりを推進するものとして重要な役割を果たします。高齢者の運動能力に合わせたスポーツ活動への参加の充実を図ります。

また、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒にできるスポーツの魅力を活かし、さまざまな人々との相互理解を深める交流活動を開催するなど、スポーツを通じて障がい者や高齢者など、特別視しない社会をめざします。

具体的な施策展開

○ 高齢者のスポーツ参加機会の促進

高齢者が参加しやすい大会や教室の開催や、気軽に定期的にスポーツを楽しめる事業を開催し、高齢者の健康と生きがいづくりを推進します。

○ 障がい者のスポーツ参加機会の促進

障がい者が積極的に参加できるよう、ニュースポーツ体験や教室等を開催するとともに、障がい者スポーツの実施に際し、障がい者が参加しやすいように、障がい者スポーツ固有の技術指導や適切な助言等ができる指導者や支援者の育成を図ります。

また、スポーツを通じて、健常者が障がい者と積極的に交流を図るように努め、スポーツ事業開催者と障がい者団体との連携を強化し、気軽に参加できるスポーツ活動の推進を図ります。

○ スポーツ活動を通じた交流の促進

高齢者や障がい者が気軽に参加できるレクリエーションスポーツなどのスポーツ活動への参加を促し、参加者同士の交流を深めます。また、スポーツを通じた世代間交流を進めます。

（3）各種スポーツ大会や教室の開催

市民の誰もが、それぞれの能力や状況に応じて、手軽にスポーツを楽しみ、継続的にスポーツ活動ができる機会として、スポーツ大会や教室等を定期的に開催し、スポーツ活動ができる環境を整備していきます。

また、競技スポーツだけでなく、ニュースポーツを取り入れるなど、市民が気軽に参加できる場を提供していきます。

具体的な施策展開

○ 身近な地域で参加できるスポーツ事業の推進

多様なスポーツとかかわりを持てるよう、マラソン大会や各種スポーツ大会、講演会、レクリエーションスポーツなどのスポーツイベントを開催するとともに、内容の充実を図ります。

○ 誰もがスポーツを行うことのできる場や機会の提供

誰もが気軽にスポーツを楽しめるよう、スポーツ推進委員や各競技団体と協力し、初心者向けのスポーツ教室を開催します。また、スポーツ推進委員の出前講座による、ニュースポーツ等の気軽に体を動かすことのできる取り組みを活用していただくことにより、市民がスポーツを行うきっかけの場の提供を図ります。

2 次代を担う子どものスポーツ機会の充実

（1）子どもの運動（遊び）・スポーツ活動の充実

子どもの時から、十分に体を動かす気持ちよさを体験することにより、その後の青年期における運動・スポーツ活動や体力の向上に加え、何事にも意欲的に取り組む気持ちや他者と協調する力など、豊かな人間性が育まれることが期待されます。このことから、学校、幼稚園、保育所（園）、こども園、家庭、地域において多様な動きを含めた運動の機会づくりなど、幼児期からの運動（遊び）・スポーツ活動を充実させる取り組みを推進します。

具体的な施策展開

○ 幼児期の運動遊びの充実

幼稚園、保育所（園）、こども園、家庭及び地域において、幼児が多くの友だちと関わりあいながら、体を動かすことに興味や関心を持ち、自ら進んで体を使った遊びを楽しみ、多様な動きを経験できるような活動の機会の充実に努めます。

また、大学やスポーツ協会などの各種団体と連携し、幼児が体を動かし、運動（遊び）できる仕組みづくりを推進します。

○ 児童期における運動の質・量の充実

小学生の時期に体力を養い運動機能を高めるため、学校や地域において「早寝・早起き・あさ（あいさつ）・し（食事）・ど（読書）・う（運動）」を推進するとともに、各校の実態に応じて「健やかタイム」に取り組み、その質・量の充実を図ります。

○ 子どものスポーツ環境の充実

スポーツ少年団をはじめとしたスポーツクラブが、中学生・高校生を含めた子どもたちの多様なスポーツ活動の場となるよう、積極的に働きかけます。また、その主体的な取り組みについて学校、スポーツ団体と連携し、支援します。

（2）体育の授業や学校行事などにおけるスポーツの充実

学校で児童生徒が主体的に体育・スポーツに親しみ、その楽しさや喜びを味わうことは、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎づくりにきわめて重要です。

体育の授業では、児童生徒が主体的に運動に取り組むことができるように、内容を工夫し、運動に親しむ資質や能力を育成するとともに、体力の向上を図ります。

学校行事は、児童生徒が積極的に参加・協力し合うことで、より充実した教育活動となり

ます。また、学校生活に彩りを添えて豊かなものにし、連帯感も高まることから、共生社会の担い手の育成につなげます。

具体的な施策展開

○ 授業の充実

すべての子どもたちが、楽しみながら取り組み、「できる喜び」を実感し、運動の持つ特性に触れることができるよう、授業内容の充実を図ります。

○ 体育的行事の充実

運動会や球技大会など、学校でのスポーツ活動を充実させ、体力や運動機能の向上を図ります。

○ 学校へのサポート体制の整備

体育の授業等の充実を図るために、学校からの要請に応じ、スポーツ推進委員などを派遣し、児童生徒が親しみやすいニュースポーツ等を紹介・実践することで、スポーツへの関心を高めます。

（3）運動部活動の地域連携・地域移行への取り組み

運動部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツを楽しむことで、生涯にわたってスポーツに親しむ態度や心身の健康の保持増進を図るとともに、人間関係の構築、自己肯定感や責任感、連帯感を育成する重要な機会です。しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決できない課題が増えています。とりわけ、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持することが難しくなっています。そこで、国の方針を受けて、まずは休日の部活動において、地域連携・地域移行を推進するための実証事業を行います。本市では、第一段階として、部活動指導員の配置や市内4中学校のうち1校にのみ設置されている競技（ラグビー）を指定し、休日の部活動については、市立中学校在籍の中学生であれば、だれでも参加できる体制をつくっています。また、将来的な部活動のあり方については、部活動地域移行推進協議会において検討し、生徒のための環境づくりを進めます。

具体的な施策展開

○ 運動部活動の地域連携・地域移行

生徒の興味や関心など多様なニーズに応えるとともに、まずは、部活動指導員の配置を推進するなど、地域連携を進めながら、持続可能な体制づくりを行います。

また、部活動地域移行推進協議会を開催し、今後の部活動についての検討を行います。

スポーツをしたい、大会に参加したいという生徒のニーズに応えるため、学校の実態に応じて、近隣の学校と合同で部活動を行う、合同部活動の推進に努めます。

○ 指導者の養成と確保、指導者研修会の充実

指導者が生徒や保護者と信頼関係を築けるようなコーチングの力を身につけるため、スポーツ医・科学に基づく合理的・効果的なトレーニング指導などを目的とした講習会や研修会を実施します。

3 スポーツを通じた地域の活性化

（1）スポーツイベント等を活かした地域の活性化

市民が市内で開催されるスポーツイベントに参加し、スポーツの魅力にふれ、交流を深めることは、生きがいやゆとりなど心の豊かさをもたらします。また、地域におけるスポーツ活動に関わることは、次代を担う子どもの成長に影響をもたらすなど、地域の活力にもつながります。

そのため、さまざまな団体が主体となって、スポーツイベントやトップアスリート等を地域づくりに積極的に活かす取り組みについて連携・協働を推進します。

具体的な施策展開

○ 近江八幡市の歴史と伝統の継承

市の歴史とともに歩んできた「近江八幡駅伝競走大会」「水郷の里マラソン」の充実を図り、近江八幡市の歴史と伝統を継承していきます。

○ 市民総合スポーツ大会の活性化

競技団体、高体連、スポーツ少年団に加え、高齢者及び障がい者を含めた多くの市民が参加できるよう市民総合スポーツ大会を活性化していきます。

○ スポーツ・健康増進を目的とした機会づくりの推進

多くの市民がそれぞれの目的や志向に応じて、地域でスポーツを楽しみ、交流を図る機会の充実に向けて、スポーツ団体、健康づくり関係機関、地域振興に関わる団体や企業等と連携を図っていきます。

○ スポーツツーリズムに向けた取り組み

スポーツと地域の観光を組み合わせたスポーツツーリズムを通じて、地域間交流や市内外との交流を図り、活力ある地域をつくり出すため、スポーツ団体、商工観光などの関係機関等と連携を図っていきます。

（2）総合型地域スポーツクラブ（学区スポーツ振興団体）の充実

総合型地域スポーツクラブは、多種目・多世代・拠点施設を持つなど、会員の自主運営で営まれるクラブです。

本市においては、各学区まちづくり協議会のもと、学区スポーツ振興団体が実施する各学区スポーツ大会等は地域住民の活動を生む重要なものであり、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や

地域コミュニティの核としての役割を果たすことを目的に活動しています。これら従来から取り組まれてきた歴史を尊重しつつ、今後も各学区の事業や取り組みが継続して行われるよう、総合的な支援と連携を図ります。

具体的な施策展開

○ 学区スポーツ活動の支援

学区スポーツ活動を支援するため、身近な学校体育施設や社会体育施設の利用を促進します。

○ 学区スポーツの交流の推進

それぞれの学区スポーツの活性化を図るため、意見交換や情報共有ができる場や機会を設けるなど、交流を促進します。

（3）地域とスポーツ団体との連携・協働の推進

地域の振興に関わるさまざまな団体や企業、スポーツ団体が、スポーツを通じて連携・協働することで、地域づくりに貢献することが期待されます。そのため、地域のさまざまな団体をはじめ、企業やスポーツ団体等が、スポーツ活動の充実を図る取り組みについての連携を推進します。

具体的な施策展開

○ 子どもの運動・スポーツ活動の推進

幼児期から体を動かす楽しさや心地よさを実感できるよう、幼稚園、保育所（園）、こども園、子育て支援団体、スポーツ少年団などと連携を図ります。

○ 障がい者のスポーツ参加機会の拡大

障がい者が身近な地域でニュースポーツなどを体験できるイベントの開催や指導者の育成を図るなど、参加機会の拡大に向けて、特別支援学校や障がい者に関わる団体や企業、スポーツ団体との連携を図ります。

○ 健康づくり、交流機会の拡充

子育て期の保護者が子育ての一環として子どもとともに参加できる機会を作り、また、中高年が日常生活の中で行う身体活動を増やすための運動プログラム等の実践・普及のため、健康づくり関係団体や子育て支援団体、老人会、自治会等の地域振興を目的とした団体や企業、スポーツ団体との連携を図ります。

4 スポーツ環境の整備・充実

(1) スポーツ施設の整備・充実

身近な施設で気軽にスポーツを楽しみ、健康であり続けたいと望む気持ちは市民の多くが抱いている願いです。そのためには、年齢や体力に応じたスポーツを自ら進んで継続的に楽しむための施設・設備の整備、充実や施設の利活用が重要です。

具体的な施策展開

○ 小・中学校体育施設の地域住民への開放

小・中学校の体育施設は、地域のレクリエーションスポーツ活動の中心となる施設であり、より効率的な開放を図っていきます。

○ 誰もが利用しやすい施設の整備

地域のスポーツ活動の拠点として多くの利用者が集い、気軽に活用できる施設の整備を、民間企業の協力も得ながら進めます。

また、スポーツ施設の安全確保や、自然を活かしたウォーキングコースづくりなど、安全で人に優しいスポーツ環境づくりを検討します。

公共スポーツ施設におけるバリアフリーを進め、高齢者や障がい者にとってスポーツやレクリエーションに参加しやすい環境を整備します。

○ 社会体育施設のオンライン予約化

社会体育施設の予約を令和5年4月1日からオンライン化とし、施設利用の利便性向上を図っています。

(2) スポーツ指導者・ボランティアの確保・育成

スポーツの楽しさを教えたり、仲間づくりの指導を行うスポーツ指導者の果たすべき役割は、ますます重要となっており、指導力の一層の向上が重要となります。

市民の誰もが、スポーツ活動をしやすい環境づくりを行うため、行政や団体等では、地域に根ざしたスポーツ指導者の確保及び育成を図り、地域スポーツの活性化に努めていきます。

また、スポーツ推進を支える上で、最も重要となるのがマンパワーです。さまざまなスポーツ大会やイベントがスポーツボランティアによって支えられています。

スポーツ大会等のイベントへの積極的なボランティア参加を呼びかけるとともに、スポーツボランティアの育成に努めていきます。

具体的な施策展開

○ スポーツ指導者の育成

体罰に関する取り組みをはじめ、スポーツを楽しむ人々の人格を尊重する優れたスポーツ指導者を育成するため、魅力ある研修機会の充実に努めます。人材を確保するため、学生をはじめとするスポーツの指導に関心のある若い世代の発掘に努めます。

○ スポーツボランティアの育成・活用

県と連携し、スポーツボランティアの掘り起しを行い、ボランティア人口の増加を図ります。

スポーツボランティアについての講習会の開催や、各種イベント等において、ボランティア体験をする機会を設け、スポーツボランティアの育成を図ります。

また、スポーツを実践してきた高齢者などが、今までの経験を活かし、スポーツボランティアなどで活躍できる機会や場の充実を図ります。

○ スポーツハラスメント防止に向けた取り組み

スポーツにおける暴力をはじめとするハラスメントを防止するため、スポーツ指導者向け研修会の開催等の取り組みを行います。

(3) アスリートの支援と国民スポーツ大会への取り組み

本市ゆかりのアスリートが、全国や世界を舞台に活躍することは、市民に夢と希望と誇りをもたらし、市民が様々な立場でスポーツに親しむきっかけにもつながります。加えて、2025年に滋賀県において国民スポーツ大会が開催されることから、まちに元気を与えてくれるアスリートの支援に取り組みます。

具体的な施策展開

○ 競技スポーツ団体の育成

市民の夢や希望となるアスリートを育成するため、市スポーツ協会を始めとするスポーツ団体と連携し、選手強化につながる取り組みを行います。

また、企業との連携を深めるとともに、スポーツに対する支援についても協力を求めます。

○「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」を視野に入れた取り組み

滋賀県では、2025年に「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（第79回国民スポーツ大会）の開催が予定されています。県民一丸となって取り組む一大スポーツイベントの開催にあたっては、本市では「軟式野球」「バレーボール」「ハンドボール」「トライ

アスロン」を正式競技として開催します。大会へ向けては、選手自身の力が発揮できる環境づくりはもとより、心からのおもてなしで我がまちのPRに努め、何よりもこの地へ来てよかった、また訪れたいと思っていただけるよう準備に努めます。

○ 成績優秀な個人、団体への顕彰・激励

全国大会や国際大会に出場する個人や団体に対する表彰を行います。また、激励金や報賞金の制度を活用し、アスリートのモチベーションの維持につながる取り組みを行います。

（4）スポーツに関する情報提供の充実

市民のスポーツ推進を達成するためには、スポーツに慣れ親しむ環境整備の一環として、情報提供を充実させる必要があります。

利用者にとってわかりやすい情報提供のシステムや、これらのシステムを通して行う意見集約を市のスポーツ推進にいかせるよう努めます。

具体的な施策展開

○ イベント・大会情報の発信

市やスポーツ協会などが開催しているスポーツ教室やイベントの情報を、市民に積極的に提供していきます。

○ インターネット活用による情報提供

スポーツに関するさまざまな情報を集約・発信するホームページの活用を図ります。

参考資料

1　近江八幡市スポーツ推進条例

平成２５年3月２５日

条例第４号

前文

スポーツは、心身の健全な発達、健康と体力の保持増進、精神的な充実感の獲得等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であって極めて重要なものである。

スポーツの特性は、規範意識やフェアプレーの精神を培うとともに、人間形成に大きな影響を与える等心身の両面にわたり大きく貢献するものである。このため、年齢、性別や障がいの有無にかかわらず全ての市民は、スポーツが有する意義等について理解を深めスポーツに接することが大切である。

よって、市民、スポーツ関連団体、事業者と行政が連携を図り、生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しみそして支えることにより、「健康で生き生きとしたまちおうみはちまん」を築くため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、スポーツの推進についての基本理念を定め、市の責務並びに市民、スポーツ関連団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の心身の健全な発達、明るく豊かな市民生活の形成及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　生涯スポーツ　体力、年齢、技術等に応じて、生涯にわたって継続的にスポーツに親しむことをいう。

（２）　健康づくり　生涯スポーツを通じて、日常生活の中で適度な運動等で体力づくりに努めることをいう。

（３）　スポーツ関連活動　スポーツをすること、観ること若しくは学ぶこと又はこれらを支えることをいう。

（４）　スポーツ施設　一般の利用に供することを目的に設置された体育館、運動場その他のスポーツをするための施設（設備を含む。）をいう。

（５）　市民　市内に居住する者又は通学若しくは通勤する者をいう。

（６）　スポーツ関連団体　市内においてスポーツに取り組む福祉、医療、教育関係等の全ての法人及び団体をいう。

（７）　事業者　市内において事業活動を行う全ての者をいう。

（基本理念）

第３条　スポーツの推進は、幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、市民が自由な意思に基づき生涯にわたってスポーツに対して理解と関心を深め、各人の状態に応じてスポーツに親しむことができるよう行わなければならない。

２　スポーツの推進は、市民の心身の健康及び体力の保持増進が図られるよう、スポーツを行う者の安全の確保に必要な配慮をしつつ行わなければならない。

３　スポーツの推進は、乳幼児期の発達段階からの運動能力向上を図るとともに、公平さ、規律を尊ぶ態度、フェアプレーの精神等を培い、豊かな人間性が育まれるよう行わなければならない。

４　スポーツの推進は、障がい者の自立及び社会参加の促進に重要な役割を担うものであることに鑑み、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ行わなければならない。

５　スポーツの推進は、地域における世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、かつ、その交流が促進されるよう行わなければならない。

６　スポーツの推進は、市、市民、スポーツ関連団体及び事業者がそれぞれの責務又は役割を理解し、相互の信頼のもとに連携及び協力が図られるよう行わなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

２　市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民の意見を反映させるよう努めるとともに、市民、スポーツ関連団体、事業者等の連携を図り、スポーツ関連活動に関する環境を整備するよう努めるものとする。

３　市は、生涯スポーツが促進されるよう、スポーツ推進委員及びスポーツ関連団体等と協力してその機会を提供するとともに、スポーツ関連活動に関する情報を提供しなければならない。

（市民の役割）

第５条　市民は、スポーツが市民生活及び地域社会において果たす役割について理解を深めるとともに、市民自らがスポーツ関連活動の担い手であることを認識し、健康及び体力の保持増進に努め、生き生きとしたまちづくりに向け、スポーツの推進に関する施策に協力するものとする。

（スポーツ関連団体の役割）

第６条　スポーツ関連団体は、第３条に規定する基本理念にのっとり、スポーツの推進に主体的に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第７条　事業者は、スポーツ関連活動を行いやすい職場環境づくりに努めるとともに、スポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（推進計画の策定）

第８条　市は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

２　市は、推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（人材の育成）

第９条　市は、生涯スポーツを担う専門的な人材を幅広く育成するため、スポーツ関連団体等と連携して研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　市は、健康づくり又は障がい者スポーツの推進を担う専門的な人材を幅広く育成するため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

３　市は、競技力向上を図るため、スポーツ関連団体等と連携したスポーツ選手の育成並びにスポーツ指導者の確保及び養成その他の必要な施策を講ずるものとする。

４　市は、学校及び地域における青少年のスポーツ活動の充実及び健全な精神を培うため、スポーツに関する教員及び地域における指導者の指導力の向上及び育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

（施設の整備及び利用）

第１０条　市は、市民が身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

２　市は、スポーツ施設の整備をするに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、全ての市民の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

３　市は、スポーツ活動の場の充実を図るため、学校その他の施設をその目的に支障のない限りにおいて利用することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツ推進審議会）

第１１条　市は、第３条に規定する基本理念に基づき、スポーツ基本法（平成２３年法律第７８号。以下「法」という。）第３１条の規定により、近江八幡市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

２　審議会は、次に掲げる事項について審議等を行う。

（１）　推進計画の策定に関する事項

（２）　推進計画の分析又は検証に関する事項

（３）　法第３５条に規定する事項

（４）　その他この条例の目的を達成するために必要な事項

（審議会の組織）

第１２条　審議会は、委員１２人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

（１）　学識経験者

（２）　スポーツ関連団体又は事業者の代表者又はその推薦を受けた者

（３）　公募による市民

（４）　関係行政機関の職員

（５）　その他教育委員会が認める者

３　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

４　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（顕彰）

第１３条　市は、スポーツの競技会において特に優秀な成績を収めた者その他スポーツの推進に特に功績があったと認められるものの顕彰を行うものとする。

（財政上の措置）

第１４条　市長は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第１５条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

2 令和5～6年度（第6期）近江八幡市スポーツ推進審議会 委員名簿

氏　名	所属団体等	性　別	備　考
田　畑　　泉	立命館大学 スポーツ健康科学部 教授	男	会　長
松　田　　保	ヴォーリズ学園副学園長	男	副会長
加　納　　隆	近江八幡市スポーツ協会	男	
中西　利之	近江八幡商工会議所	男	
村　北　　茂	近江八幡市まちづくり協議会	男	
園田　新一	近江八幡市スポーツ少年団	男	
中江　康了	近江八幡市学区スポーツ連絡協議会	男	
村井　寛治	近江八幡市スポーツ推進委員	男	
小山　真理	近江八幡市障がい者地域自立支援協議会	女	
的場　保典	公募委員	男	

＜順不同・敬称略＞

第3期 近江八幡市スポーツ推進計画

発　行　　令和6年3月
発行者　　近江八幡市教育委員会事務局　スポーツ課
〒523-0086　滋賀県近江八幡市津田町18番地
TEL　(0748) 33-6303
FAX　(0748) 33-3124
E-mail　048600@city.omihachiman.lg.jp
ホームページ　http://www.city.omihachiman.shiga.jp/

Omihachiman